

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第12回）開催結果概要

1 日時

平成17年11月2日（水）午後1時30分から午後3時40分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋山実，秋吉仁美，飯田喜信，井堀利宏，木村優子，酒巻匡，高橋宏志〔座長〕，
中尾正信，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，安東章総務局第二課長，河本雅也総務局参事官，

小林宏司民事局第一課長，稗田雅洋刑事局第一課長，早田尚貴行政局参事官，

松村徹家庭局第一課長

4 進行

（1）新委員の紹介

戸倉審議官から，秋山実委員及び秋吉仁美委員が紹介された。

（2）意見交換

① 第1回の報告書について

（戸倉審議官）

第1回の報告書の製本版も無事に刊行，配布することができた。委員の皆様には改めてお礼を申し上げる。

第1回の報告書に対して，日本弁護士連合会から意見書が出ており，体制問題等についての検討が十分でないとの指摘がある。この点については，第1回の報告書では，当検討会の御意見を伺った上で，事件票データを元に，民事及び刑事事件の審理期間の実情を明らかにすることとし，法曹三者の体制問題を含む事件の長期化要因については，次回以降の検討にゆだねるという方針で臨

んだものであり、指摘を受けるまでもなく、今後は第1回の報告書で明らかとなった審理期間の実情を前提に、その長期化要因等を、訴訟制度や法曹三者の体制問題だけでなく、その根底にある社会・経済的背景にまでさかのぼって検証していく必要があると考えている。

(中尾委員)

報告書を裁判官に配布するに当たっては、現場に与える影響にも特段の配慮をしながら行うとのことであったが、現場の裁判官にはどのような形で配布され、どのような反応があったのか。

(戸倉審議官)

特に改まった形ではなく、通常の資料を配布する場合と同様な形で、全裁判官に1部ずつ配布した。検討会で議論を進めている間も、この検証の目的がいたずらに迅速化ばかりを求める趣旨ではないことを十分説明してきたし、今後機会をとらえて説明していきたい。また、本日以降の議論がホームページ等で明らかになることで、第1回報告書の意味するところも正しく理解してもらえるのではないかと考えている。

(秋吉委員)

現場の裁判官は、まだ配布された報告書を読んでいる最中というところではないかと思う。この報告書に基づいて、裁判所内部で討論するような機会はまだないが、もう少し時間が経過すると具体的な反響もでてくるかと思う。

(飯田委員)

まだ配布されたばかりで、反響はこれからではないかと思うが、ビジュアル的に今までの統計資料とは違っていて、読みやすいという声はあった。

(木村委員)

日弁連意見書には、「迅速化の面を強調するあまり、裁判の適正や充実がおろそかにならないよう、今後も現場の裁判を見守る必要がある。」との記載があり、この検討会においても、同様の話が出ていたかと思うが、第1回報告書

では、その点について触れられているのか。

(戸倉審議官)

迅速化法では、迅速化は充実した手続を行うこと並びに制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとした上で、そのための施策等に関する国等の責務を明らかにする基盤整備法であるということは、序論部分で明確にしており、ストレートに迅速化だけを求めるものではないということは、かなり意識したつもりである。

(中尾委員)

第1回報告書の検証のやり方そのものを批判しているのではなく、迅速化法に内在する一つの懸念材料として、迅速化法の性格づけ、あるいは解釈がまだ周知されていない、一般化されていないという面があるのではないかという指摘と、第1回報告書では、「審理期間」という部分にかなり章を割いて様々な分析をしているので、審理期間だけが前面に出て、その長短だけが焦点になることにより、誤った形で伝わってしまったたり、審理の充実という部分がおろそかにならないよう、法の執行状況を見守っていきたいというのが日弁連意見書の趣旨であると思われる。

(河本総務局参事官)

中尾委員御指摘の点については、報告書4ページの「迅速化法の概要」部分に、迅速化の基盤整備法としての性格として、裁判の迅速化は充実した手続の実施と制度・体制の整備を図ることにより行われるという記載を入れてあるのだが、扱いが小さいため、訴えかけとしては弱かったのかもしれない。

(中尾委員)

第1回報告書で示されたような迅速化法の解釈が定着していけば、そういった懸念がなくなっていくのだと思われる。日弁連の意見書でも、その点については評価している。

(木村委員)

丁寧に読み込めばわかると思うのだが、最低でもここだけは読んでおけば、大体的内容が把握できる第1回検証の総括のような記載を、報告書本体の中にもうまく盛り込めたらよかったように思うので、2回目以降は是非そのような形をお願いしたい。

(戸倉審議官)

前回の検討会で、井堀委員からも、序論自体にある程度の結論が読み込めるようなものを入れていくべきだという御指摘を頂いたが、今回は、現状を伝えることに徹したため、暫定的なものにしても序論に結論を盛り込むことに思いが及ばなかった。多くの方に読んでいただくという意味では、もう少し構成上の工夫があるべきであったと思っている。御指摘を踏まえ、今後に生かしていきたい。

(酒巻委員)

第1回検証の主要な目的は、まず客観的な事態を正確に認識するというものであり、このような報告書になるのは仕方がないかなという気はしているので、木村委員のおっしゃるような、報告書が一般国民に向けられたものでもあるという部分との両立が難しかったところはあると思う。

(飯田委員)

第1回報告書は、いわば総合健康診断のようなもので、現在の実態を非常に正確にとらえていると思う。その中から、健康診断で言えば「検査を要する」というような部分が見えてきたのではないかと思う。

(戸倉審議官)

健康診断によっていろいろな角度からのデータが出てきたというところであり、そこからどのような診断をしていくかについては、2回目以降の検証にゆだねた形になっている。

(秋吉委員)

民事部分に関しての感想になるが、第1回報告書では、審理を長期化させる

要因が分かりやすくまとめられ、争点整理手続のように、現場でも漠然と問題意識を持っていた部分の問題が明示されていて、現場の者にとっては非常に分かりやすい。また、私自身が、最近、通常の民事事件を担当する部から医療集中部に移って、通常事件と医療事件では、原告が事実関係を把握している程度が全く異なり、争点整理を迅速に進めるために何をすればよいか全く違っていることを実感していたので、事件類型別に問題状況が検討されていることも、現場から見ると非常に分かりやすかった。ただ、民事事件では、紛争解決という目的のために、判決へ向けての手続とは別に、和解に向けての手続のために結構時間をかけている場合があると思う。和解にも診断を下すタイプのものと、カウンセリングをするようにして、当事者にも問題点を意識してもらいながら、どのような解決がよいのかを一緒に考えていくタイプのものがあり、特に後者の場合に時間を多く費やす場合があると感じているのだが、そういった部分については余り指摘されていないように感じた。

(小林民事局第一課長)

和解の関係については、第1回報告書の検討作業の際にも山本委員から御指摘を頂いているが、秋吉委員がおっしゃったように、和解は様々な機会をとらえて行われるため、統計的に非常に出しにくいということもあり、第1回報告書では明確な形でとらえ切れていないという側面がある。

(木村委員)

報告書がどちらかというと現場向きに作られるというのはやむを得ないが、受験の参考書のようにステップごとにまとめを設けるような形で、この部分だけ押さえておけば全体像が見えるというまとめ方ができれば、何げなく手にした一般の方にも面白いと思っていただけるのではないかと感じた。

(戸倉審議官)

検証の結果は、第一義的には基盤整備を行う国を始めとする体制を整備すべき責務を負っている人に向けたものになるため、法曹三者や法律学者でなけれ

ば分からないような専門的な表現や内容になってしまうが、最終的には一般に公表するものであり、いろいろな方にできるだけ理解していただかなければ、基盤整備ということにもつながっていかないと考えているので、分かりやすさという点には十分注意していきたい。

(秋山委員)

検察庁でも、現在報告書を拝見させていただいている。序論部分にあるような、法曹としての実務感覚というのは私自身も確かに感じていたものである。2年を超えるような刑事事件は特定の事件を除けばそれほど多くないことや、大きい事件が特定の地域に集中するというような地域性による差異といった現場の感覚が統計的にビジュアル化され、系統立てて分かりやすくまとめられており、今後の検証の基礎資料として役立つものであると思う。

(高橋座長)

第1回報告書は、最高裁が第1回目から自分で通信簿をつけてしまうのはいかがなものかということで、まずはありのままを見せたということなのだと思う。裁判所が自己評価を行う場合は、「裁判の独立」という、どうしても踏み込めない部分があり、難しいとは思いますが、今後、ある段階で最高裁が自己評価をする際に、お手盛りの採点にならないようにこの検討会がアドバイスしていかなければいけないのかもしれない。また、何回目になるかはわからないが、ある段階では我々委員の方からも評価を行うことになるのかとも思う。

② 審理期間に関わる各種要因について（民事）

(戸倉審議官)

今後の検証作業は、審理期間に影響を与える事情、要素というものをより深めていく必要があると思われる。直接的には「論点のブレイクダウン」に記載したような訴訟手続の運用状況にかかわる事項というものがあろうかと思われるが、そのような状況を作り出しているのは、単に手続法上の要因だけではなく、裁判に関わる関係者、つまり裁判所や検察官、弁護士、さらに当事者の事

情に関係していることは感覚的にも明らかであると思う。例えば、人証数は相当程度絞り込まれ、ある意味では底を打っていると言え、一定数の人証を調べるという場合でも、集中証拠調べの浸透により、従前に比べて少ない期日回数、短い期間で行われている状況であり、審理の迅速化を語る上では、人証数を更に減らせばよいという議論にならないということは第1回報告書からも明らかである。そうすると、審理期間を語る上では、先ほど秋吉委員の御意見にもあったように、審理期間の長い事件では争点整理の期間や期日回数が多くなっているということが第1回報告書でも明らかになっていることから、争点整理が具体的にどのように行われていて、争点整理にかかる期日回数やその間隔がどのようになっているか、例えば、なぜ何回も主張のやりとりが必要になるのか、争点整理期日の間に当事者はどういった準備をしているのかというようなことを考えていく必要があると思われる。さらに、争点整理の準備に時間がかかるというのは、証拠が集めにくい事情があるのではないかと考えると、その背景として、建築紛争によく見受けられるが、紛争が生じる以前に契約書がきちんと作成されているのかといったことや、医療紛争におけるカルテのように、必要な証拠へのアクセスが一方当事者から非常に困難な状況にあるというような、裁判所に事件が持ち込まれる前段階、あるいは、法律的な紛争になる前段階の状況、さらには「契約」そのものに対する国民の意識や、企業や個人の紛争予防策などの在り方、こういった様々な要素や背景事情を想定することができる。また、裁判所や弁護士の業務体制についても、仕事のやり方や組織体制、業務体制の現状による影響、さらにはその前提となる弁護士と依頼者との関係の在り方、企業や個人が弁護士等のリーガルサービスをどの程度身近に感じ、どのような段階で活用しているか、他方、裁判所の方では、裁判所に持ち込まれる事件数や事件種類の動向、裁判官の仕事のやり方、特に小規模庁では様々な事件を兼務しているという実情もあり、そういった点を組み合わせて考えると非常に奥の深い議論になると考えている。これらの要因・要素は、統計数値によ

り検証することが困難なものや、裁判の独立などの観点から調査を行うことが相当でないものもあるが、いずれにしても、残る期間の検証作業では、全体像というものをイメージしながら、検討を進めていく必要があると考えている。このような観点から、第2回目の検証作業のスタートに当たり、委員の皆様から、様々な要因や背景事情、あるいは企業や個人の意識などについて、それぞれの御立場から御意見を頂ければと思う。なお、今回配布した資料では、第1回の報告で明らかになった審理期間の状況を前提に、いろいろなレベルで要因として可能性のある仮説をできるだけ広く挙げてみたもので、裁判所としてこのように考えているという認識を示すものではないので、項目の適否、相互の関係などについても御意見を頂きたい。

(中尾委員)

「論点のブレイクダウン」における提訴前の要因については、主に我々弁護士に関連する部分であるが、原告の場合は、紛争発生後の早い段階で相談があり、訴訟を見据えて証拠をいかに早く確保するかに全力を尽くしている。先ほどの御説明にもあったように、建築関係事件では、口頭による受注・発注が多く、契約締結時期や請負代金の確定などの肝心な部分を裏付ける書証が存在しなかったり、医療過誤事件や労働事件では、医療機関側や使用者側に証拠が偏在しているといった難しい部分もあるが、ある程度時間をかけながら弱い部分の証拠を計画的に集めていく作業があり、そういった部分で弁護士の関与の効果があると思う。一方、被告については、攻防の戦端が開かれた後の相談、受任が多く、そこから弁護士が関与して証拠の保全や確保を行おうとした時には既に手遅れという場合もある。特に、訴訟を起こされてからでは、証拠収集や相手方の反応、争点の所在といった部分の見極めが非常に難しくなる。

また、訴訟になった段階で、裁判は証拠の戦いであり、真実がどうであっても、そのことを立証する証拠がなければ負ける場合があるという説明を弁護士から受けて、初めて契約書や領収書の重要性を認識する当事者が多い。契約書

や領収書といった我々が言うところの書証の重要性については、一般の方は日常余り意識されていないのではないかとすることは常々感じており、このような国民の意識が非常に大きな要因のひとつであるということは実感している。

(酒巻委員)

資料の項目のうち、「社会・経済的背景」については、これらをすぐに変えていくというのは難しい話であるが、「現象面の課題」と「論点のブレイクダウン」で挙げられている事項については、第1回の検証においても問題があることがはっきりしており、さらに細かく分類することも可能であろう。「制度的・体制的背景」についても、日弁連の意見書にもあるように、民事でも刑事でも、現在ネックになっているような問題点を出すことができると思う。先ほどの資料についての説明を聞いていて気になったのは、例えば期日間の準備の在り方や争点整理の在り方については、民事事件でも、医療や建築といったタイプ以外の事件で長引いているものについては、刑事事件について従前から言われているのと同様に、事件の個性による部分が大きいということになりはしないかということである。最終的には事件の個性の問題ということになると、事件の一つ一つに立ち入っていかなければ分からない部分も多く、裁判の独立との関係で問題が生じてくる。

(飯田委員)

かつては、争点整理を余り意識せず、漂流的な審理がされていた時期もあったが、現在は、争点整理をきちんと行った上で証拠調べに入っていくという方向に民事裁判の全体の意識が移ってきているように思う。民事でも個々の事件の個性によるところが大きいということも確かにあるが、裁判の制度、運用システムの在り方に着目して、その制度をどのように運用すれば迅速にできるかという部分が今後の課題なのだと思う。

(山本委員)

突き詰めていけば、個々の事件なり、当事者なり、裁判官なりの個性の問題

になってしまうということはあると思うが、そこまで踏み込むということは恐らくできないし、適当ではない。我々の作業としては、ある程度類型化、抽象化できるような問題点をできる限り抽出していくことが重要である。争点整理で言えば、「論点のブレイクダウン」で挙げられているように、弁護士の事件処理の在り方、裁判所の事件処理の在り方、期日指定の在り方、あるいは事件のタイプと、それぞれにある程度類型化できるような問題点が抽出できると思われる。

(秋吉委員)

争点整理でうまくいかない典型例として、原告側の事案の把握が不十分だったために、新たな証拠が出てきて根底から覆されてしまったり、原告本人から話を聞いたら全く違う話が出てきて、仕切り直しになってしまうというようなことが挙げられる。では、原告側に、早期にきちんと事案を把握してもらうためにはどうすればよいかということになるが、これは、資料の「制度的・体制的背景」で挙げられている部分が拡充されることにより、かなり解決できるのではないかと思う。個々の事件に立ち入る前に、裁判所が、実感として「通常こういったところから遅れていく」と感じている要因の中から問題点を把握し、解決する手立てを探っていくのが近道ではないかと思う。

(中尾委員)

個々の事件に特有の個性があるとしても、民事の場合はある程度総体的な現象面があり、争点整理手続もそのひとつではないかと思われる。争点整理の際に主として用いられる弁論準備手続においては、主張が整理されて争点が明確化され、おおよそ有利不利の見通しが立つことにより、和解に移行していく場合もあることから、単に主張整理の場というだけでなく、当事者が和解的な解決に向けて機が熟すのを待つ期間という側面もあり、外形上、期間が長くなっているとしても、そこで行われていることは、非常に奥の深いものであるため、そういった部分も含めてどのように調査するのかは、方法論を含めて難しい問

題である。また、争点の明確化という点から言えば、民事訴訟法では争点整理
手続が終わった段階で、争点の確認作業を行うことになっているが、実務では、
これがはっきりした形で行われていないのではないかという懸念もある。判決
書を見て初めて裁判官と我々代理人の争点の認識がずれていたことが分かるよ
うなケースもなくはないので、整理された争点がその後の証拠調べ等すべての
手続に影響を与えることを考えれば、争点はここだという確認をきちんとして
おいた方がよいと思う。

(木村委員)

争点整理を行う中で和解による解決が見えてくる場合があるということであ
れば、そういった事件の中には裁判になる前に解決できるものもあるのではな
いかと感じた。裁判になる案件が減れば、その分迅速化にもつながると思うの
だが、制度を整備することにより裁判所で取り扱う事件を減らしたり、分散化
させることはできないのか。

(中尾委員)

司法制度改革審議会が行った民事訴訟利用者調査というアンケートでは、紛
争発生から訴訟提起に至る期間が2年以上経過しているものが多いという結果
が出ており、それが一般的だとすれば、紛争発生後の早い段階で弁護士が関与
して、双方の代理人を通して争点整理的なやりとりが行われることにより、訴
訟に至る前に和解で解決するというケースもかなり出てくるのではないかと思
われる。しかし、一般の人が弁護士にたどりつくまでには、まだ非常に長い道
のりがあるようで、その間に、証拠の散逸や感情的な対立の深まりといった、
解決の障害になるようなものが生じてしまう。司法の救済のネットワークの拡
充や弁護士へのアクセスといった体制面での整備が進められるとともに、国民
が多様な紛争解決手段から選択できるようなADRなどの体制が整えばよいの
だが、現在はまだ体制面での裏付けがないため、そこまでは至っていない。

(木村委員)

中尾委員のおっしゃるような体制が整うことで、裁判の迅速化にもつながるということであれば、そういったものの理想形を提案し、検証するということもこの検証のテーマの一つになるのではないか。

(中尾委員)

かつては、紛争の2割しか法的な救済を受けていないという意味で「2割司法」と揶揄された時期もあった。あとの8割の中では、共同体の世話役による救済であったり、非合法的な形での救済支援が行われたりしていた。しかし、現在は「2割」からはかなり前進しており、その中で、先ほど言ったような国民が紛争解決の手段を選べるというところまで進んでいけば、もし裁判になったとしても、迅速に解決できる土台ができるのではないかと思っている。

(山本委員)

訴訟のみならず紛争解決を総体として見た場合には、やはりできるだけ早く解決過程に入るということが重要である。最近の社会学の研究などによると、当事者は、紛争発生初期の段階では、解決内容が多少雑なものであっても、速く解決してほしいという要請が非常に強いが、時間が経過するほど速さや安さといった経済的な要素はどうでもよくなり、とにかく自分が納得のいく解決をしたいという要請が強まって、そのことが紛争解決を非常に困難にする要素になると言われている。そのような観点からすると、日本司法支援センターには、早い段階で敷居の低い紛争解決過程に入れるものとして、非常に期待している。そのほかにもADRの充実や裁判所自体が敷居を下げるというような、いろいろな要素があるかと思うが、そういった措置を総合し、できるだけ早く紛争解決過程に入るような制度を整えていくことが、訴訟になった場合の審理期間を短縮するということにもつながっていくのだと思う。

(高橋座長)

日弁連意見書では、人証調べにおける問題点として、陳述書利用の実態に関して踏み込んだ調査、分析を行うべきであるとしているが、これはどのような

趣旨なのか。

(中尾委員)

この問題は、迅速化よりもむしろ審理の充実に関連するものである。陳述書の主な機能としては、主尋問の代用的な機能が主体かと思うが、場合によっては陳述書に書かれたストーリーそのものに着目して、早い段階で陳述書を提出させて、それを見ながら争点整理にも役立てるといような運用も行われている。陳述書の扱いについては、弁護士会の中でも賛否両論あるが、陳述書が人証手段の中でどのように利用されているかは、裁判官によって、あるいはケースによってばらばらであることから、この部分の実態を把握し、検証した上で、それを踏まえた一定のガイドラインというようなものができれば望ましいと考えている。

(高橋座長)

期日間隔の問題は、日弁連の意見書にもあるように、期日間の日数が問題なのではなく、その間にどのようなことをしているかが問題なのだと思うが、この部分を調べるのは難しい。また、証拠の偏在という問題については至るところで御指摘がある部分だが、ここをどのように分析調査していけばよいのかという問題もある。

(小林民事局第一課長)

文書提出命令の申立てに対する決定に対し抗告が出された場合は、それにより更に事件の進行が止まるということもあるので、そのあたりが審理期間に影響を与えるということはある。

(戸倉審議官)

先ほども申し上げたように、社会的・経済的背景として、医療事件における医師と患者の関係のように、証拠となる資料が一方に偏ってしまうものが典型的に存在し、その部分を平等化するための手段のひとつとして、文書提出命令や公務所照会、第三者照会というような制度が考案されているのだと思う。

(高橋座長)

専門訴訟に関しても、日弁連意見書に記載されており、知的財産権訴訟については、管轄が集約されたことで、管轄がなくなった地域の現状はどうかということであるが、なくなったものをどのように調べるかということは難しい。労働関係訴訟では労働審判制度が始まるので、そちらの状況を見ながらということになるかと思うが、ここでも証拠の偏在の問題がある。行政事件訴訟について釈明処分をどのくらい出しているかという点については、調書には残っているのだろうが、それを調べるということも難しいと思う。さらに、訴訟類型として環境公害訴訟という類型を立てられないかという指摘があるようだが、これは可能か。

(小林民事局第一課長)

現在も公害についての区分を設けているが、これは環境基本法の定義を参考にしたもので、例えば大気汚染のような大規模なものだけではなく、騒音や悪臭といった隣人紛争に近いものも含まれる形になっている。日弁連が指摘する環境公害訴訟がどの程度の事件まで含むものを想定されているのか分からないが、大規模なものという趣旨であれば、件数的には非常に絞られてくると思われる。

(高橋座長)

そうすると、個別の事件をトレースすることになってしまい、問題がありそうだ。支部の状況に関するデータについても、裁判官が特定されてしまう可能性があるという問題が従前から指摘されている。

(中尾委員)

第1回報告書では、地方裁判所50庁としてのデータしか出ていないので、地裁本庁50庁と支部203庁の個々の人的・物的なデータを出していただきたいと要望していたが、これは、特定の支部の特定の裁判官の審理のやり方がどうこうということ念頭に置いたものではなく、人的・物的なデータの中で

審理期間等に問題のあるデータの集団が出てくれば、ある程度問題が明らかになるのではないかと考えているものである。

(戸倉審議官)

裁判所の態勢や弁護士の体制といったリーガルサービスへのアクセスが迅速化に与える影響もいずれは検証の対象になるものと考えている。庁名を特定しないような形でデータを示すことは、なかなか難しいとは思うが、踏み込める範囲で踏み込んでいく必要があると考えており、そういった必要が生じた段階で、どのようなやり方が一番よいのかを考えていくことになろうかと思う。

(中尾委員)

日弁連の公設事務所が開設され、初めて弁護士が常駐するようになった地域では、それまで潜在化していた紛争が法的救済のレールに乗ったような形で、劇的に事件数が増えているところもある。裁判所と弁護士の体制については両面のデータが必要だと思われるので、日弁連としても、単なるゼロワンマップではなく、どのような変化が起こったかというような部分も出せれば出していきたいと考えていると思う。

(木村委員)

潜在的にどれくらいの紛争があるのか、弁護士会への相談件数や行政が行う法律相談の件数、また、民事不介入といっても警察への相談もあると思われるが、重なっている部分もあるので、把握するのは難しいと思うが、こういった実情を把握するよい方法はないものか。

(河本総務局参事官)

全国各地の公設事務所で場当たりに調査しても、統計的に意味のあるデータをとるのは難しいであろう。それよりも、来年から日本司法支援センターが業務を開始するので、そこでどのくらいの弁護士が活躍され、事件数がどのように増えるか、全国一律で調査できる機会になると思われる。

(高橋座長)

地域性の問題については、第1回の報告書を見ても、分析の仕方によっては高裁管内によって多少違うところが見えなくはないが、更に今後の調査にどのように組み込んでいけるかということであろう。また、裁判所のデータでは見えにくい部分ではあるが、山本委員と私が属している民事訴訟法学会では、賛否両論はあるものの、弁護士は訴訟促進にインセンティブがないという報告もされており、そういったところもどこかに組み込めるのだろうか。

(酒巻委員)

裁判の迅速化ということで、どうしても裁判所ばかりに目がいくが、民事訴訟では裁判所は受け身の立場であり、裁判所に訴訟を持っていく人はだれかと言えば、やはり弁護士ということになる。制度的・体制的問題ということになれば、弁護士の問題は当然視野に入れなければいけないであろう。

(飯田委員)

「2割司法」の話が出たが、私が十数年前に地方の支部に勤務して民事裁判を担当していたとき、裁判所に持ちこまれるべき紛争が必ずしも裁判所に全部持ち込まれていた訳ではなく、多くは、非合法だが執行までのプロセスが速い暴力団関係者の方に流れてしまったり、企業城下町という地域の特性から、その企業に関連する人々の法律問題は個人的なものまでほとんどその企業内で処理されてしまうためか、本当に手に負えないものだけが、企業の法務担当の専門家により裁判所に持ち込まれるといった状況で、裁判所が地域において果たす役割とは何なのかということをも感じていた。困難な課題ではあるが、やはり、裁判で解決されるべきものをなるべく早く手続に乗せるプロセスを確立することが重要であると思う。日本司法支援センターの設立は、一つの大きな契機になると思われるし、司法書士といった、弁護士以外の法律家の存在も論点になると思う。

(高橋座長)

やはり制度的・体制的背景まで踏み込まないと、切れ味のよい分析にはなり

そうもない。その上でさらに社会・経済的背景まで踏み込むことができればよいのだが、その辺りを第2回の検証では目標にしていくということになる。

③ 審理期間に関わる各種要因について（刑事）

（戸倉審議官）

刑事関係については、必ず検察官の起訴が前提になることから、社会的・経済的要因の影響は、民事に見られるほど多様なものは想定されないが、例えば、犯罪の国際化や経済事犯の複雑困難化など、社会・経済情勢が事件の審理期間に影響を及ぼすという現象は存在すると思われる。また、刑事訴訟では、被告人の防御権の保障の要請があるので、証拠能力等について訴訟法上細かく規定されているため、運用によって審理期間を短くすることにはおのずから限界があるという局面もあると思われる。

制度面では、昨日から刑事訴訟の充実・迅速化のための刑事訴訟法の改正法が施行され、公判前や期日間の整理手続が導入された。今後の分析に当たっては、これらの制度改正が審理期間や審理の在り方にどのような影響を与えるのか注目していく必要がある。一方、迅速化法の目指す「2年以内に裁判を終える」という目標について考えてみると、刑事の場合、元々2年を超える事件は年間200件前後しかない上、裁判員裁判における裁判員の負担を考えると、より短期の審理をイメージする必要がある。

資料2では民事の考え方に準じたいろいろな要素を並べてみたが、このような公判前整理手続や裁判員裁判の実施といった審理期間に大きな影響を及ぼす制度改正の影響をにらみつつ、いろいろな長期化要因について考えていく必要がある、ある意味では非常に難しい作業になるのではないかと考えている。

（酒巻委員）

審議官から御指摘があったとおり、昨日から新しい制度が始まったが、これは、恐らく戦後改革と同じくらいの大改革と言え、民事における争点整理に当たる新たな目標を作ったようなものである。その進行状況を観察していかなければ

ればならないのはもちろんであるが、当面はそれほど多くの事件に使われることはなく、徐々に実例が増えていくと予測している。

刑事の場合は、争点整理を詰めてやる、あるいは、連日的に開廷するというように手続が変わっていくと、裁判所や検察官はそれを専門にする組織であることから、対応が比較的円滑・迅速であるのに対し、弁護人の方がそれに対応できるか、全国的に刑事事件に専門的に対応できる弁護士の体制や、それをさらにバックアップする仕組みができないと、制度を幾ら改良してもそこがネックになってしまうのではないかと危惧している。

(飯田委員)

刑事手続については、まさに改革の実施の時代に入ったところであり、第1回の報告書はその前夜の状況を示したものとして、非常に大きな意味があると思う。今後8年間の検証で、改革が実施された結果、裁判の実情がどのように変わっていくかを、迅速化の視点が主にはなるだろうが、それだけではなく、全体的な視点でも見ていくことになるだろう。

刑事弁護の拡充が大きな課題の一つであることは酒巻委員の御指摘のとおりであるが、裁判所側の一番の関心事は、新たなシステムがうまく機能するかという点である。これまでの実務の運用では、起訴から第1回までは2か月から長い事件でも3か月程度で、その間に一応事前準備は行うが、主張や証拠の整理は審理の節目節目に行い、期日の指定も段階的に一括指定するという形で行われてきたが、新たに導入された制度では、そのような段階的な運用ではなく、前倒しですべて事前にやっってしまうということなので、裁判官も検察官・弁護人もそれにうまく対応できるのか、かえって公判前の期間が伸びてしまわないか、また、連日的開廷が本当に可能かといった懸念がある。そこをどうやって迅速かつ適正にやっていくかということが実務家の課題であり、いろいろな事件を通じて試行錯誤していくのかなと思っている。

(井堀委員)

どのような事件で公判前整理手続等を実施するのは、だれがどの段階で決めるのか。ランダムに決めたりするのか。

(稗田刑事局第一課長)

既に起訴されている事件も含めて、すべて対象になる。検察官及び弁護人の意見を聴いた上で、裁判所が公判前整理手続又は期日間整理手続を行うのが適切であると判断した場合に行われる。

(酒巻委員)

法律上はそのとおりだが、当面の運用実態としては、起訴する検察官が申し出た事件について、弁護人の意見も聞いて、三者とも実施を適切・相当と考えたものについて実施するという形で進んでいくと想像している。

(飯田委員)

裁判員裁判では公判前整理が必須となるので、将来裁判員裁判の対象となる事件については原則として公判前整理等の対象にするようになっていくと思われるが、実務家の間では、いきなり全部についてやるよりは、簡単な事件から始めてはどうかという考え方もある。また、裁判員裁判の対象にはならないが、財政経済事件等で複雑なものなども公判前整理手続になじむのではないかという議論も最近は出てきている。

(木村委員)

具体的な審理のイメージはどういうものになるのか。従前、初公判では起訴状朗読と冒頭陳述が行われていたが、被告人からの反論もそこで同時に法廷に出されることになるのか。

(飯田委員)

第1回公判の前に、双方が主張を提示し、証拠、主に人証をどうやって調べていくかということを決めてしまう。

(木村委員)

決まった内容は、当事者以外の者も知ることができるのか。

(稗田刑事局第一課長)

第1回公判では、検察官の冒頭陳述の後に弁護人の冒頭陳述も必ず行われて争点が明らかにされ、裁判官から公判前整理手続の結果としての争点と証拠の整理の結果が説明される。

(酒巻委員)

将来実施の決まっている裁判員裁判において、裁判員にも分かってもらえるようにすることが制度趣旨の一つであるから、その事件がどういう事件で、検察官がこれからどういうことを証明しようとしているのか、これに対して、被告人・弁護人はどこを争うのかということが一般国民・傍聴人からも分かるような形で行われる。そして、証拠調べの予定も決まっているはずなので、第1回からすぐに証拠調べが行われ、また翌日に続行するというような形で進んでいく。

(秋山委員)

トータルの検察側の立証時間と弁護側の反証時間の見当が大体計画できていて、裁判員が何日出てくればよいか分かるようにするのが理想である。

(中尾委員)

弁護士の業務体制、専門性について先ほど御指摘があったが、日弁連の中にもこれからは刑事弁護をやる弁護士の質や量の問題が重要になるという認識はあり、日本司法支援センターのスタッフ弁護士の確保や裁判員裁判に対応する一人一人の力量の問題、さらに国選弁護事件も被疑者段階の国選弁護が始まると劇的に件数が増えることになるので、その辺りについては日弁連としても危機感を持って強化に全力を挙げているので、今後の努力、取組を見守っていただきたい。

また、資料2の「現象面の課題」の部分は「起訴の在り方」から始まっているが、刑事事件の場合、捜査から起訴、公判へ連続性をもって展開するものであり、捜査過程の可視化の問題など、様々な課題が公判にも影響を与えている

と思うので、捜査過程の在り方も論点に加えてもらいたい。もちろん、可視化の問題だけでなく、弁護体制の在り方も課題の一つである。

また、刑事事件の場合、証拠は圧倒的に検察側にあり、当事者対等ではない。弁護士が被疑者段階から関与するようになって、やはり検察官の手持ち証拠が明らかにならなければ、全容は把握できない。そのような極めて極端な形での証拠の偏在があるという訴訟構造の特殊性も念頭に置くべきであり、論点表に加えて頂きたい。

(秋山委員)

公判前整理手続は動き出したばかりなので、検察庁の中でも、実務でどのように運用されていくのかがこれからの課題だというような議論である。実際の動きを勘案しなければ、机上の空論になってしまうと思う。例えば、先ほど公判前整理手続の対象となる事件について話が出たが、昨日、今日の2日間で公判前整理手続の決定が出た4件のうち、2件は裁判員裁判の対象とならない事件のようであり、裁判官の考え方もあろうし、弁護人や検察庁の対応にもよるのかもしれないが、迅速化という論点だけで言っても、重い事件、軽い事件によっていろいろな進め方が考えられ、まだ見えないところがある。

(戸倉審議官)

今の時期は、裁判員制度の実施に向けた準備段階でもあり、裁判員事件で必要となる連日的開廷をにらんで、公判前整理をきちんとやっていかなければならない。しかし、司法ネットはまだできていないし、弁護士の業務体制も11月1日を境にがらっと変わったわけではないので、当面は、全件で実施するのではなく、事件を選んでいかざるを得ないということであろう。

(酒巻委員)

刑事事件にもいろいろな類型があり、法律上は連日的開廷となっているが、裁判員裁判のように必ず公判前整理をして連日的にやる事件ともう少し違う型のやり方をする事件があるだろう。それらを同時並行で動かしていかなければ

ならない時代が続くことになるが、そこで下手をすると、片方は速くなったけれどももう片方は遅くなってしまったというような弊害も想像できないわけではない。裁判所の執務態勢の問題とも絡むが、その辺は十分配慮が必要だと思う。

③ 今後の進行について

高橋座長から、次回も引き続き第2回の検証に向けてどの辺りに絞って調査すべきかといった観点から議論することとし、議論の糸口として、本日の意見交換の内容も踏まえて事務局が作成した資料に手を入れたものを、民事について山本委員、刑事について酒巻委員に作成してもらうことが提案され、了承された。

④ 事件票の改定について

事件票の改定について、次のとおり報告された。

(刑事関係)

- ・ 公判前整理手続及び期日間整理手続の実施状況に関する項目を追加した。
- ・ 第1回検証の中で指摘があった事項のうち、追起訴の状況、請求者別の証人数、証人尋問や被告人質問をした公判の回数、合議事件及び単独の否認事件の審理時間に関する項目を追加した。

(民事・行政関係)

- ・ 医療・建築について別に調査していたものを事件票に一本化する。
- ・ 審理期間の中でどの段階にどれくらいの期間がかかっているかを見る手掛かりとして、人証調べの開始日、終了日及びその期日回数を追加する。
- ・ 控訴事件も含めて、上訴の有無を調査する。
- ・ 家裁の民事第一審事件は大半が人事訴訟であるが、地裁民事と同様の項目のほか、調査命令及び付調停について集計できるように項目を追加する。
- ・ 行政事件については、民事と同様の項目のほか、第1回期日前の期間が長くなっているものがあり、訴状補正命令が出される事件が比較的多いのでは

ないかといった指摘があったことから、その有無を調査する。

(3) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第13回 平成18年2月9日(木) 午前10時から正午まで

(以 上)